

東アジア女性の伝統的財産権の
比較研究に関する論点整理と展望
——中国とベトナム——

A Summary for a Comparative Study of Women's Traditional
Property Rights in East Asia
—— China and Vietnam ——

宮 沢 千 尋

Chihiro MIYAZAWA

Abstract

This article summarizes previous studies on Chinese women's property rights in the pre-modern era and draws a comparison in this respect between China and Vietnam. Based on my observations, I emphasize three points in my paper. First, in China, from the Song dynasty Qing dynasty eras, women continued to maintain control over their dowry despite some legal restrictions that were strengthened from the Yuan dynasty era onwards. Women would use their own dowry to pay for their husbands' families and sometimes for their natal families. Second, Chinese women in the pre-modern era did not have the same property rights their brothers enjoyed in exchange for fulfilling their duty of worshipping their ancestors in their natal families, whereas their Vietnamese counterparts did. Third, contrary to Confucian norms, families in China preferred uxorial marriages to continue to their family lines and their family businesses. This preference was a result of the various family strategies and politics that were in play when Chinese and Vietnamese families selected specific forms marriage and inheritance. Therefore, it is necessary to examine women's traditional property rights in East Asia not only from the viewpoint of the women's agencies but also family strategies and politics.

はじめに

本稿の目的は、東アジア女性の伝統的財産権の比較研究、特に中国とベトナムの比較に關しての論点整理と研究の展望を示すことである。筆者はベトナム前近代、特に18世紀から20世紀前半にかけての時期における女性の財産権の研究を継続的に行ってきた（宮沢1996, Miyazawa 2016, 宮

沢 2016, 宮沢 2017)。その過程で、中国の諸王朝や朝鮮王朝との比較が視野に入ってきた。詳細は拙稿に詳述したので繰り返さないが、隣接している中国の諸王朝よりも、朱子学が浸透する 17 世紀以前の朝鮮の慣習に類似している点に気づいた (宮沢 2016: 231, 宮沢 2017: 132)。それらは、①男女均分相続規定が律令に規定されていると同時に民間の慣習でもあること (宮沢 1996: 331-339, Miyazawa 2016: 59-70, 宮沢 2016: 211-229), ②婚出した女性が生家の祖先祭祀義務と引き換えに父母の遺産を相続したり、兄弟とともに輪番で祖先祭祀を担当すること (宮沢 1996: 337-339, Miyazawa 2016: 65-71, 宮沢 2016: 216-229), ③外孫 (婚出した娘の子) による祖先祭祀 (宮沢 1996: 338-339, Miyazawa 2016: 70-71, 宮沢 2016: 220-229) などである。

一方、中国の諸王朝との違いは、朝鮮王朝との類似性と正反対に、①男女均分相続の慣習が中国には無いこと (Miyazawa 2016: 62-64), ②婚出した女性が生家の祖先祭祀義務と引き換えに遺産相続することがそもそも想定されていないこと (宮沢 2016: 229, Miyazawa 2016: 63-64) を指摘したのみで、中国女性の財産権に関しては知識や理解が不足していることを痛感していた。日本において中国女性の財産権については、『名公書判清明集』を史料として宋代を中心に研究が進んでおり、多くの優れた業績があり (滋賀 1967) (柳田 2003) (大澤 2005) (高橋 2006) (青木 2014) (川村 1988), いわゆる「女子分法」論争は欧米の研究者も含めて活発な議論が行われてきた (Ebrey 1993) (Bernhardt 1999) (Birge 2003)。しかし、宋代以降の女性の財産権に関する研究は日本ではそれほど多くないように思われる。一方、欧米や中国では宋代以降の研究が進み、宋代との比較で各王朝の時代の変化 (あるいは変化していない面) もある程度明らかになっている (Watson & Ebrey 1991) (Mann 2008) (毛 2006a, 2006b)。また、つい最近、日本でも中国のジェンダー史に関する通史的入門書が刊行された (小浜・下倉・佐々木・高嶋・江上編 2018)。そこで本稿は、筆者の主な研究対象とする 18 世紀から 20 世紀前半と同時代である清代を中心に、これらの先行研究を参考に女性の財産権について概観し、そこから、ベトナム女性の財産権に関して再考するという方法を採用したい。

なお、中国史や中国法制史の専門家でもない筆者が、女子分法に関する論争について紹介する能力は無いが、「女子分法の存在に否定的であった滋賀の家族法論は理念型であり」¹⁾、「様々なプラクティカル現象の理解に役立つことは確かであるが、現実は往々にしてそこからずれる」²⁾、また「『名公書判清明集』などに現れる宋代の当該社会の男女関係が、滋賀が「中国家族法」と一括して描いた原理に基づいていたとは必ずしも言い切れない」として女子分法が存在するとした青木の指摘を記すに留める (青木 2104: 149, 151)²⁾。

I. 中国女性の財産権

1. 持参財

ベトナムと異なり、中国女性の財産権研究は遺産相続よりも持参財に関する研究に焦点が置かれている。これはベトナムに比べて女性が遺産相続を行うことが稀であるという事情によるものであろう。

1) それが、具体的にどのようなものであるかは後述する。

2) 論争の過程は、青木 (2014: 137-159)、マクダーモット (McDermott 2004: 201-210) に詳しい。

中国においては、他の多くのアジアやヨーロッパにおいてもそうであるように、婚姻の際に女性が婚家に財産を持参する (Goody 1990)。これは粧奩、嫁妝、妝資などと呼ばれ、不動産 (土地の場合は奩田と呼ばれる) や衣服、家具、高価な宝石であり、富裕層の場合は奴婢、店舗などが持参財となった (Mann 2008 : 67-68, 毛 2006a : 92)。

男子均分相続が行われる中国においては、娘が婚姻する際の持参財は、男子に相続させる財産とは別に取っておかれるものである。この持参財は、婚姻後に夫婦の財源 (conjugal fund) になる (Goody 1990) が、先行研究においては妻が夫とは別に単独でこの持参財に対し権利を持つかが議論されてきた。しかし、高橋は、①宋代には改嫁 (再婚) の際に妻が持参財を前の夫の家から持ち去ることを禁ずる法律は無く、実際に持ち去りが認められ、それを批判する姿勢が当時の小説や知識人の言説の中にも見られない、②元・明・清代には法律で持ち去りが禁じられたが、17世紀に不倫・離婚・改嫁した女性に持ち去りが認められているので、宋代よりは制限されていたろうが粧奩が妻のものだという意識はさほど変化しなかったのではないかと、③ほとんどの場合、粧奩が誰のものかは問題にならずに子孫に継承されていったのであり、明清時代に女性の権利が低下したとは言えないとする (高橋 2007)³⁾。

マンは清代中期の持参財に対する研究において、妻の管理権や処分権を強調する。持参財は売却や質入れ、投資によって現金化され、夫の両親の葬式や栄誉を与えられた夫の親族を顕彰して門を建てるのに使われる場合があった。妻の持参財は息子の学費、子孫の婚姻費用に支出される妻個人の財源であり、「私財」、「私房錢」と呼ばれた。また、夫の家が経済的に苦境にあったり、夫の長期の不在や死亡の際に、舅・姑を食わせるのにも使われた。さらに、夫や息子が有力なコネを見つけることができるように客をもてなしたり、娘の持参財にもなったりした。つまり、婚姻の際に花嫁の両親が価値ある持参財を持たせれば、婚姻後の娘の苦境を軽くすることができたのである (Mann 2008: 64-65)。マンは持参財の価値はそれを持参した女性しか知らず、課税されないどころか、夫も知らないとする (Mann 2008: 66)。

高橋と同様、マンも元以降の王朝による女性の持参財に対する権利制限の効力に否定的である。マンは明や清がそのような法典上の規定として引き継いでいたとしても、「持参財に対する女性の管理権は、男性の間で分割され継承者に相続される家産の範囲外にあった」として (Mann 2008: 69)、毛の挙げる以下のような事例を紹介する⁴⁾。

【事例 1】

道光年間に、孔憲培の妻である于氏が、息子の妻である華氏と孫の妻である方氏に自らの持参財を与える遺囑を立てた。特に孫の妻に対し、「汝の外祖と私が治めている私産 3 か所を

3) 元代には、再婚時に妻が前夫の家から自らの持参財を持ち去ることが禁止され、夫の家に留め置くこととされた (『元典章』卷十八)。さらに明代になると、再婚する者について、夫家の財産および、もともと持参した粧奩は前夫の家のもとする (『大明令』戸令) と規定され、以後清代まで引き継がれる (五味 2018 : 198)。但し、これら法典上の規定は実際に行われていなかったのである。

4) ただし、マンは①妻自身が持参財に対して管理権や所有権を持つのか、②妻の実家が管理権や所有権を持つのか、という点を区別せずに毛の挙げる事例を紹介しているように見える (Mann 2008: 68)。事例 1 は確かに妻自身に持参財の管理権や処分権があるが、マンが紹介する毛論文の他の事例は、妻の生家が婚家による奩田の売却を、双方の合意に違反するとして訴えたものであり、毛はこの事例を「男家」と「女家」間の当該奩田に関する所有権と使用权の問題として論じている (毛 2006b: 94-95)。この点は本来、区別して論じるべき問題ではないか。

与えて掌握・管理させ、家族内の支出のために使用させる」と定めている点（毛 2006b: 104, Mann 2008: 68）が注目される。

以上のように、清代の女性は、自らの持参財に対して、夫や婚家からは独立した管理権を持ちながら、夫や子、婚家への経済的な貢献をしていたことがわかる。元代以降の法律規定にもかかわらず女性の財産権が実際に制限されたとは言えない。

2. 女性と婚姻後の生家との関係

グッディは、中国において父系制にもかかわらず、女性が婚姻後も生家との関係を維持したことを強調する（Goody 1990）。儒教的な観念から言えば、婚姻後の女性は生家の成員ではないことになるにもかかわらずである。上述のように筆者はかつて、ベトナムと中国における女性の財産権の違いについて、①儒教の男子優待の観念がありながら、ベトナムに男女均分相続という規範があり、それがしばしば実行されているが、中国には男女均分規範は無いこと、②ベトナムでは婚出後の女性がしばしば生家の祖先祭祀に義務を負うのと引き換えに男子と均等に遺産を相続するが、中国に関する先行研究にはそのような事例を見ることができないことの2点を指摘した。中国の女性は婚姻後も生家の祖先祭祀に参加したり、祭祀の義務を負うことがあったのだろうか。婚家においては、上述したように、清代には女性が持参財によって婚家の家族に貢献しており、夫の両親の葬儀に持参財からの支出を行った事例があることを述べた。また、越智によれば、漢代には唐宋以前とは異なる家産のあり方があり、女性が婚家の祖先祭祀に参加していた（越智 1979, 越智 1996）。

婚姻後の女性が生家の祖先祭祀にどのように関わったかを論じる前に、中国哲学や儒教の宗族・家族や相続に関する原理、特に女性の地位を滋賀秀三の研究と、それに対する批判について確認しておきたい。滋賀の示す原理こそが、「唐、明清を含めて中国家族法全体を理解する際に我々が与えられている支柱的な理論」（青木 2014: 144）とされてきたからである。しかし、後述するように滋賀に対しては多くの批判がある。

3. 宗族・家族の原理

中国法制史の大家である滋賀秀三は『中国家族法の原理』の中で、中国思想において「人の血すじは、父からむすこへと伝わるものであり、これを幾世代繰り返しても、血すじの同一性を失わないという考え方」があると述べている。また、この「血すじ」は中国語では「氣」という言葉で表される（一方、生みの母と子の関係は父と子の関係と同様に神聖であるが、母については「氣」という言葉は用いられない）（滋賀 1967: 35）。父と子（むすこ）は同気であり、同じ気を受けた兄弟は「父子兄弟、本同一氣」と言われる（滋賀 1967: 37）。そして、「父子兄弟の関係が幾世代にも拡大したものが宗族に他ならない」（滋賀 1967: 37）。この宗族は、父系親族集団であり、人類学においてリネージ（lineage）と呼ばれるものである（瀬川 2004: 72）。

では、このような思想体系の中で、女性はどのような地位を占めるのだろうか。前述したとおり、「血すじは父からむすこへと伝わるもの」であり、母と子の関係では「血」＝「氣」は伝えられない。滋賀は、「宗族とは父子・夫妻・兄弟の三関係を幾重にも組み合わせたものに他ならない」とする（滋賀 1967: 37）。「女性は、妻となることによって、すなわち夫に合体し、夫族の生命の一節の形成に不可欠な参与をなすことによって、その存在を意義づけられ、したがって夫族の一員として社会的に地位を保障せられる」（滋賀 1967: 37）。つまり、滋賀の議論では、父系・男系の宗族の中におい

て、娘としての女性は居場所が無いのである。滋賀によれば中国において相続の目的として意識されていたのは、人・祭祀・財産の三者であり、相続を意味する「継嗣」・「承祀」・「承業」などの表現が指し示すのは、「実体はただ一つ、或人を祭る義務を引き受けると同時に、それと不可分の関係において故人に属していた財産権を包括的に引き継ぐという関係」なのである（滋賀 1967: 118, 119）。滋賀は、中国固有の相続観念を「承継」という語で表し、「祭祀義務の裏付けとして、財産権を包括的に引き継ぐことである」とする（滋賀 1967: 120）。そして、中国においては承継とは父とむすことの間には存在しない関係であると述べている（滋賀 1967: 123）。

しかし、このような「原理」を、中国の歴史を通じて不変と見る滋賀の見解には、近年根本的な疑義が呈されている。例えば佐々木は、「滋賀の主張する「原理」を中国二千数百年にわたる中国家族法の所与の前提としてしまえば、社会史的研究手法は常に「単なる例外事例の収集」と扱われる危険性を常にはらんで」おり、「滋賀自身も女子分法の存在を「原理」の破れ目とは全く考えていなかったらう」として、滋賀の「原理」を乗り越えるための方法の一つとして、思想史的な面からの研究の必要性を述べる。つまり、「滋賀「原理」が超歴史的に中国の人びとにとっての原理であり続けたと想定することが思想史の見地からして可能なのかを問い、歴史の各時代時代における滋賀「原理」的な観念の有無とその位置づけを明らかにしていく作業」を行うことを主張する（佐々木 2018: 178-179）。そして以下のような指摘をしている（佐々木 2018: 180-183）。

①滋賀の『中国家族法の原理』は財産権と祭祀権を一体のものとしてとらえているところが最大の特徴である。しかし、財産権に比べて祭祀権についての論述は、挙げられている論拠も滋賀による検討も圧倒的に少なく、財産権と祭祀権をいったん切り離し、祭祀権という面から滋賀「原理」を検証しなおすことが必要である。

②滋賀「原理」が主張する、財産権と祭祀権の父系継承の原則は、理気二元論哲学である朱子学の大成者・朱熹が初めて明確に論じた。言い換えれば、朱熹以前の父系親族原理は、それを支える形而上的な理論をもたない脆弱なものだった。だからこそ、朱子学系の学者の周辺では、女系の祖先祭祀をしている例が見られる。また、朱熹の弟子たちの間には妻方母方の祖先祭祀をしている例が見られる。

③滋賀「原理」では、娘は実家の財産権も父祖の祭祀権もない。娘は生家において社会的な地位を得ることはできない。未婚のまま死んだ場合は実家の墓に入ることはできず、祭られることもない。しかし朱熹は、未婚の娘は生家で父祖を祭るのが当然と考えていたし、未婚の娘が亡くなればこれまた当然、実家で葬るものだと考えていた。滋賀「原理」で提示されている規範は、朱熹の『家礼』の規定や朱熹らの行動をはるかに超えたものである。

以上の佐々木の考察から、滋賀の言う「原理」は思想史から見ても中国の歴史を通じて当てはまるものではないことがわかる。また、本稿の目的であるベトナムとの比較の視点から言えば、中国では女性の財産権と祭祀権が必ずしも結びつかないが、ベトナムでは娘が生家の父母や祖先の祭祀義務と引き換えに遺産を相続することが頻繁に行われるので、財産権と祭祀権が結びついていると言える。さらに、朱子学では未婚の娘が生家の祖先を祀ることが当然視されているが、ベトナムでは婚出した娘にも生家の祖先祭祀義務と引き換えに遺産分与が行われる点に特徴がある。それでは、中国において、婚出した娘の家産や祖先祭祀の継承はどのようなものであろうか。

4. 婚出女性による家産や祖先祭祀の継承

前述したように、滋賀の言う「中国家族法の原理」に従えば、中国において娘は血すじを継承することはできないと考えられているので、財産相続と家長の地位と祖先祭祀が「承継」され、娘は家長になれないし、家産を継承することも無く、祖先祭祀の義務を負うことも無いはずである。しかし、宋代の『名公書判清明集』には以下のような事例がある。

【事例 2】

息子のいない父が死亡し、一人娘（愈百六娘）は陳応龍を贅婿として迎え夫としていたが、嘉熙二年（1238）に父の遺した田の売買をめぐる訴えられた。この件を裁いた呉恕斎は次のような判断を下した。

当面以下のように判断する。（法には）「諸て婦人が結婚の際に持参した財産および受領した（父家の）戸絶の財産は、すべて夫とともに持ち主とする」とあり、令文によれば「戸絶の財産は尽く在室の諸女に給し、婦宗女は半額とする」とある。いま愈梁が死んだ後、他には男子女子がおらず、愈百娘一人が家にいて、当然ながら応龍を招いて夫としており、これより他に財産が無いからは、この田は愈百娘夫婦が典契に照らして回贖するのを許すことにすれば、道理・法律に合することになる。 (中略) 愈梁は別に子孫がないからには、祭祀を引き継ぐものは、ただ愈百娘だけであり、この田を回贖したら永遠に歳時の祭祀の用に充て（下線は筆者）、そのことを誓約した書状を書かせて官に置き、別人に売与することを許さない旨言い渡せ（「孤女贖父田」父を亡くしたむすめが父の田を回贖する）（高橋 2006: 298-299）。

この事例では、男子がいない父が死亡した際に婿を迎えた娘が財産を継承して亡父の祭祀を行うことが許可されている。高橋は、「女子に父祖の祭祀を行わせることは本来ないはずである」としており、あくまで例外的な事例だとしているが、果たしてどうか。先行研究の多くが、妻方居住婚（uxorilocal marriage）時の妻の地位に注目しており、この事例も明確にはわからないが一人娘が婿を迎えていることから、妻方居住婚ではなかったかと推定されるのである。

5. 妻方居住婚

グッディによれば妻方居住婚は、息子がいない状況の下で女性が後継ぎとなり、夫が義理の息子として婚入してくる形態であり、ヨーロッパとアジアの農耕社会に広く見られ⁵⁾、息子がいない場合に遠縁の傍系男子を探すより基本家族の成員に財産を譲渡するのが好まれるために起こる。妻方居住婚によって、財産や職務に関する権利が基本家族の女性を通じてイトコや遠縁の男性や、女性の後継ぎだけではなくすべての女性に持参財や相続の形で譲渡される。すなわち、このシステムにおいては娘の地位や生活様式が維持されることになるのである（Goody 1990: 4-5）。

重要なことは妻方居住婚が、母系制の残余というより、ある家族の置かれた状況の下での継承と管理に関する特定の戦略であるということである（Goody 2004: 198）。中国では、儒教による父系

5) グッディは「妻方居住婚」よりも、「親子関係中心の結合（filiacentric union）」という語のほうが適切だと述べている（Goody 1990: 4-5）。

の家産継承規範にもかかわらず、息子がいない家族においては女性（娘、姉妹、母、妻など）を通じて男が家族を継続することが好まれた（Ebrey 1993: 235）。息子がいるのに妻方居住婚が行われるのは、息子が未成年だったり、事業の拡大のために男手を必要な場合である。中国において、妻方居住婚はフロンティアの移民社会で行われた。宋代の四川では、10世紀末に富裕な家族が義理の息子に妻方居住させて息子として扱い、財産の分け前を与えることがしばしば見られたし、12世紀の湖南でも妻方居住婚は一般的で、夫たちの多くは移民であり、財産管理を任されるので妻の家族のために進んで働いたことが報告されている（Ebrey 1993: 237）。夫方居住婚と違い、妻方居住婚の場合は娘の持参財が生家に保持されるので、娘が実父母や生家の祖先祭祀に持参財の一部を充てていたかもしれない。しかし、管見の限り、この点に関する先行研究は無いようである。

また、14世紀末の徽州で息子がいない家族の3人の娘すべてが妻方居住婚をして、夫が受け取った持参財をすべて家族内に保持した事例を挙げたマクダーモットは、朱子学者らが女性の財産権を容認する社会経済的な慣習に反対して父系の財産譲渡を好んで主張した理由について、土地所有の状況を考察しなければならないと述べる。朱子の率いる道学派の最初のルーツである福建、浙江、江西は深刻な土地不足であった（McDermott 2004: 216）。筆者は従来、女性のエージェンシーに重点を置いてきた（Miyazawa 2016）（宮沢 2016）（宮沢 2017）。しかし、女性の財産権を論ずる際には、個々の家族やその地域が置かれていた状況を考慮して、単なる規範や原理、慣習に理由を求めないことが肝要であろう。妻方居住婚やベトナムにおける均分相続の個々の事例は、家族戦略による選択の結果であり、一族の、さらに後述するように、しばしば夫と妻の家族間でのポリティックスの結果である。

以上、中国女性の財産権について、近年の研究成果に基づいて論点の整理を行った。中国女性の財産権に関する研究は、遺産相続よりは持参財の研究が中心であることが改めてわかった。持参財は婚姻後も夫も財産に編入されず、妻が管理権や処分権を維持していたと考えられる。しかし、婿を迎えた娘がどのように生家の祖先祭祀を担当し、それが財産権とどう結びつくのかについては未解明のままである。次に、持参財や妻の財産管理権の観点から、ベトナム女性の財産権に関する研究課題や視角について若干の指摘を試みる。

II. ベトナム女性の財産権研究の再検討

1. 夫婦の財産

黎朝時代に編纂された『国朝刑律』の規定では、夫婦の不動産は、①自己の宗族から贈与や相続によって獲得した夫の特有財産（「夫宗田産」）、②妻の特有財産（「妻宗財産」）、③夫婦が婚姻中に共同で獲得した共通財産（「辨造田産」または「新造田産」）の3種に分かれている。夫または妻が、前夫・前妻との間に子があるが、後夫・後妻の間には子が無く、遺言が無いまま死亡した際の遺産分割について詳細に定めている（宮沢 1996: 332）。

①死亡した夫もしくは妻の特有財産の一部は前夫・前妻の子に与えられ、残りは後夫・後妻が生存している期間中に用益権を持つが、後妻の死後あるいは再婚の際には前妻の子に返還しなければならない。

②死亡した夫または妻と前夫・前妻が婚姻期間中に獲得した共通財産は半分に分け、それぞれ

れ死亡した夫または妻と、前夫・前妻に帰属する。前夫・前妻の分は子に与えられる。死亡した夫または妻の分は①と同様に一部は前夫・前妻の子に与え、一部は後夫・後妻が用益権持つが、後妻の死後または再婚の際に前妻の子に返還しなければならない。

③死亡した夫または妻が後夫・後妻との婚姻期間中に獲得した共通財産は半分に分け、一方は後夫・後妻が所有権を持つが、一方は死亡した夫または妻に属し、その一部は①②と同様に前夫・前妻の子に与えられ、残りは後夫・後妻が用益権を持つが、後妻の死後または再婚の際には前妻の子に返還しなければならない。

④生存している妻の特有財産についての規定は特に無いが、グエンとタは、彼女の個人の財産であることは明白だという (Nguyễn & Tạ 1987: 205)。

興味深いのは、『国朝刑律』の規定では、夫婦の財産がその出所により区別され、妻は自己の特有財産の所有権を婚姻後も失わず、夫婦のお互いの特有財産に対する請求権は平等であり、唯一後妻が死亡または再婚した時のみ、後妻に不利になるのである。

一方、フランス植民地時代のインドシナ総督府ベトナム北部に関する慣習調査によれば、夫婦の財産の管理は以下のように行われる (宮沢 1996: 332-334)。

①婚姻期間中は、妻の特有財産の中の、動産に関して夫は妻の同意なく自由に処分できるが、不動産に関して夫は妻の同意なしには譲渡できない。

②夫が死亡して婚姻が解消される場合、婚姻による子がいなければ妻は自己の特有財産を取り戻して再婚先に持参することができるようであるが、亡夫の家に留まる場合には制限を受ける。夫婦の共通財産に関して妻が請求権を有するかについては見解がわかる。子がいる場合は、夫婦の特有財産と共通財産は、家族と祭祀の継続のために子に伝えられる一つの総体を形成し続ける。

③子どものいる寡婦には夫の特有財産と夫婦の共通財産が与えられないが、子が相続した財産に対する管理権は強い。

④離婚によって婚姻が解消された場合には、正妻は子がいなければ自己の特有財産を取り戻すことができるが、子がいる場合には自己の特有財産は取り戻すことはできず、共通財産も請求権があるもの実際には何も得られないことが多い。

このように法典上の規定と 20 世紀のフランス植民地当局の調査結果では、ベトナムでも妻が自己の特有財産に対し、ある程度所有権や処分権を維持できていたことが推測されるが、問題は中国のように実際の事例がうかがえないことである。筆者は中国のような裁判文書や档案の類を発見することができなかった。中国と違い、妻の特有財産の問題（特に婚姻の解消や再婚時の持ち去り、取り戻し）に関しては、それが認められているので問題にもならず、文書を残す必要がなかったかもしれない⁶⁾。しかし、今後も資料の探索を続けたい。

2. 家族戦略とポリティックス

遺産相続や婚姻形態の戦略に関して、中国の人々は国家法とは異なる慣習に依拠して行動するこ

6) この点に関し、桃木至朗先生にご教示をいただきました。感謝いたします。

とがわかったが、しかしその際にも、個々の状況に応じて、国家法や慣習のどの部分を根拠に行動するかが異なってくることは判語に見られるロジックを見ても明らかである。このことはベトナムでも同様である。

筆者が過去に述べてきたように、ベトナムでは婚出した娘に遺産相続をさせて、生家の祖先祭祀に義務を負わせる。その際、儒教的な観念から言えば「外族」にあたる異姓の娘の夫やその子、孫にも祖先祭祀の義務を負わせ、儀礼への参加を義務づけ、娘が相続した忌田も相続させることがある（宮沢 2016, Miyazawa 2016）。その際に強調されるのは内外族の宥和である。しかし、これは単に慣習や追慕の念のみにしたがって行われるのではない。中国では富裕層や士大夫層であるほど、持参財を活用して遠方の有力者層と婚姻関係を結ぶ傾向があるという（Ebrey 1991: 6）。ベトナムの場合は、科挙官僚層であっても依然村内婚を行っているが、婚姻に際して家族戦略やポリティックスによる選択が働いていることをうかがわせる史料もある。

【事例 3】

ベトナム北中部の河静省徳壽府宜春縣にある仙田社（社は行政村落）良能村東甲の秀才何文亨が建福元年（1884）に立てた囑書である。遺産を男女に均分し、それぞれに錢 200 貫を与えて生計の費用とすると述べた後、「養老田、すなわち将来の香火田や祀田⁷⁾は「男支」（男子とその子孫）のみが代々に渡って永久に管理し耕作して祭祀やその他の事務に支出せよ。分割して売買することを許さない。「女支」が妄りに争いを起こすことを許さない」としている⁸⁾。

婚出した娘とその子孫に、一定の田畑や財産を男子と均分相続させながら、養老田（と将来の香火田・祀田）に対して権利を請求してくることを禁じている。将来の争いの種を予め封じておく戦略であり、それだけベトナムにおいて婚家が力を持っていた例があることの証拠となるであろう。従来、筆者はベトナム女性の伝統的な財産権を考察する際に、女性のエージェンシーに注目してきたが、家族戦略やポリティックスに注目して視点も併せ持つべきであることを中国との比較を通じて強く認識した。

おわりに

最新の研究成果を参照して、中国とベトナムの女性の財産権に関する論点を整理し、研究の展望を述べた。滋賀の言う「中国家族法の原理」が必ずしも中国史を通じて妥当なものとは言えず、娘による祖先祭祀や母方・妻方の祖先を祀ることが当然視されていた時代が中国にもあったことが

7) 何文亨自身の養老田であり、死後は香火、つまり亨の祭祀やその他の祖先祭祀のための田として相続させるという意味であろう。

8) 河静省徳壽府宜春縣潘舍總仙田社良能村東甲、秀才何文亨爲立囑詞。事原例有均分田財。忌臘第徵之、世間均分之後、一則專賣、一則曠廢。其弊不可勝言、茲重爲之慮乃。預照家產、凡男女某有室家者、或田或錢。已定許貳百貫、以爲營生之計、存若干合置爲養老。今日之養老、即他日之香火祀田。各歛俟後、男支各相管認耕作、以供忌臘諸事務。這係用垂永久世。凡諸男支（不拘某支長次、亦不拘某支衆寡、凡係男子稍有謹厚方、得耕作。若少有謹厚、不循規矩、不得耕作預事）按次輪耕、或分作旋轉。一如輪耕之例、不得分割雇賣。女支不得妄争（『何家世譜』 15）。

カッコ内は割注である。本囑書の詳細な検討は別稿に譲る。

わかった。また、元代以降も法律規定とは異なり、妻が持参財を管理・処分する権利を維持したこと、儒教原理に反して妻方居住婚がおこなわれ、妻の持参財が生家に保持されることも多かった。

しかし、中国においては婚出した女性が生家の祖先祭祀権を持つのか、祖先祭祀権がベトナムのように財産権と結びつくのかは未解明である。むしろ最新の研究は、研究の進展のためには祭祀権と財産権の分離が提唱されているのである。

これらの点に加えて、女性のエージェンシーだけでなく、家族戦略やポリティックスの視点にも注目して今後考察を深めたい。

謝 辞

本稿は、2017年度南山大学パッヘ研究奨励金 1-A-2 の助成によるものです。感謝いたします。

日本語文献

青木 敦

2014 『宋代民事法の世界』東京：慶應義塾大学出版会

大澤正昭

2005 『唐宋時代の家族・婚姻・女性：婦は強く』東京：明石書店

越智重明

1979 「漢六朝の家産分割と二重家族」『東洋学報』6-1・2 1-34

1996 「漢六朝の家産の多様性をめぐって」『比較文化年報』5 35-108

小浜正子・下倉渉・佐々木愛・高嶋航・江上幸子編

2018 『中国ジェンダー史研究入門』京都：京都大学出版会

五味知子

2018 「婚姻と『貞節』の構造と変容」小浜正子・下倉渉・佐々木愛・高嶋航・江上幸子編『中国ジェンダー史研究入門』京都：京都大学出版会 193-203

佐々木愛

2018 「伝統家族イデオロギーと朱子学」小浜正子・下倉渉・佐々木愛・高嶋航・江上幸子編『中国ジェンダー史研究入門』京都：京都大学出版会 175-191

滋賀秀三

1967 『中国家族法の原理』東京：創文社

瀬川昌久

2004 『中国社会の人類学 親族・家族からの展望』京都：世界思想社

高橋芳郎

2006 『訳注 「名公書判清明集」戸婚門』東京：創文社

2007 「粧奩はだれのものか」『史朋』(40) 23-39

宮沢千尋

1996 「ベトナム北部における女性の財産上の地位—19世紀から1920年代末まで」『民族学研究』60(4) 330-341

2016 「前近代ベトナム女性の財産権と祭祀財産相続—忌田を中心に—」『アジア・アフリカ地域研究』15(2) 208-233

2017 「前近代ベトナム女性の財産権に関する研究動向と展望—史料の状況に注目して」『アルケイアー記録・情報・

歴史』第11号 117-138

柳田節子

2003 『宋代庶民の女たち』東京：汲古書院

中国語文献

毛立平

2006a 「清代的嫁妝」『清史研究』2006年一期 90-95, 110

2006b 「清代婦女嫁妝支配権の考察」『史学月刊』2006年第6期 103-108

英語文献

Bernhardt, Kathryn

1999 *Women and Property in China, 960-1049*. Stanford: Stanford University Press.

Birge, Bettine

2003 *Women, Property and Confucian Reaction in Sung and Yuan China (960-1368)*. Cambridge, New York, Melbourne, Madrid, Cape Town and Singapore: Cambridge University Press.

Ebrey, Patricia Buckley

1991 Introduction. In *Marriage and Inequality in Chinese Society*. Berkley, Los Angeles and Oxford: University of California Press. 1-24.

1993 *The Inner Quarters. Marriage and the Lives of Chinese Women in the Sung Period*. Berkley, Los Angeles and London: University of California Press.

Goody, Jack

1990 *The Oriental, the Ancient and the Primitive. Systems of Marriage and the Family in the Pre-Industrial Societies of Eurasia*. Cambridge, New York, Port Chester, Melbourne and Sydney: Cambridge University Press.

2004 Introduction to Women, Family and Inheritance in China and Japan. *International Journal of Asian Studies* 1.2: 197-199.

Nguyễn, Ngọc Huy & Tạ, Văn Tài

1987 *The Lê Code: Law in Traditional Vietnam*. Athens, Ohio and London: Ohio University Press.

Mann, Susan

2008 Dowry Wealth and Wifely Virtue in Mid-Qing Gentry Households. *Late Imperial China*, vol. 29 No. 1: 64-76.

McDermott, Joseph P.

2004 Women of Property in China 960-1368: A survey of the Scholarship. *International Journal of Asian Studies* 1.2: 201-222.

Miyazawa, Chihiro

2016 Rethinking Vietnamese Women's Property Rights and the Role of Ancestor Worship in Premodern Society: Beyond Dichotomies. In Kato Atsufumi(eds.), *Weaving Women's Spheres in Vietnam: The Agency of Women in Family, Religion, and Community*. Leiden and Boston: Brill, 57-80.

Watson, Rubie S. Watson & Patricia Buckley Ebrey (eds.).

1991 *Marriage and Inequality in Chinese Society*. Berkley, Los Angeles and Oxford: University of California Press.

ベトナム漢文チュノム研究院所蔵資料

『何家世譜』(Vhb58)